

## 「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例（仮称）骨子案」に関する県民意見募集について

本県においては、新型コロナウイルス感染症が発生したことにより、新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染したおそれがあること、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じていないおそれがあることを理由に、県民（感染者、濃厚接触者や医療従事者等）、事業者、団体等に対しての誹謗中傷等が発生しています。

そこで、本県では、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等が行われない社会を実現するため、標記条例の制定を検討しております。

つきましては、この度、標記条例の骨子案をまとめましたので、県民の皆様からの御意見を募集いたします。

### 1 意見の募集期間

令和2年10月17日（土）から令和2年11月16日（月）12時まで

### 2 骨子案の閲覧方法

(1)インターネット（和歌山県ホームページ） ※常時閲覧可能

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/021400/jinken.html>

(2)骨子案の備え付け場所

①和歌山県情報公開コーナー（県庁本館2階）

②県庁人権政策課（県庁本館2階）

③各振興局地域振興部総務県民課

④（公財）和歌山県人権啓発センター

※なお閲覧時間については、以下のとおり。

①：月曜日から金曜日までの9時から17時まで

②③：月曜日から金曜日までの9時から17時45分まで

④：月曜日から土曜日までの9時30分から17時まで

### 3 意見の提出方法

件名に「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例（仮称）骨子案に対する意見」と明記の上、下記のいずれかの方法により御提出ください。

- (1) 郵送（持参可） 〒640-8585（住所記載不要） 県庁人権政策課あて
- (2) F A X 073-433-4540
- (3) メール e0214001@pref.wakayama.lg.jp

### 4 意見の提出に係る留意事項

(1) 様式は自由ですが、以下の内容を記載してください。

- ①住所、②氏名、③電話番号、④御意見

（様式例を別紙のとおり作成していますので、参考にしてください。）

(2) 御意見は簡潔かつ明瞭に、日本語で記入してください。

(3) 口頭及び電話での御意見は、受付いたしませんので、御了承ください。

(4) 意見受付の締切は、令和2年11月16日（月）12時（必着）となりますので、御注意ください。

### 5 提出いただいた意見の取扱い

(1) 御意見に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

(2) 類似する意見を取りまとめ、県の考え方とともに県ホームページで公表します。

(3) 単に賛否を示した意見や趣旨が不明瞭なもの、骨子案に関係のない意見等については、県の考え方を示すことはいたしません。

(4) 提出いただいた書類は返却いたしません。

(5) 御記入いただいた個人情報は、今回の意見募集以外には使用いたしません。